

議案第 1 2 8 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 9 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年 1 0 月条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 2. 5」を「1 0 0 分の 1 7 7. 5」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 7. 5」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

議員に支給する期末手当の支給割合の改定を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。